

八潮市個人情報保護条例の一部改正について

1 国の状況について

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正の背景

令和3年5月19日付けで、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が公布され、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」を含む多数の法律の改正が行われたところである。

この個人情報保護法改正の背景としては、社会全体のデジタル化が進み、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められている中で、次の課題に対応するためとしている。

【課題】

- ・ 国及び地方におけるデジタル業務改革の推進方針を踏まえ、それに伴う公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が想定されることから、個人情報保護に万全を期すため、一元的な監視監督体制が必要であること。
- ・ 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化する中、データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡、不整合を是正する必要があること。（例：民間部門と公的部門での定義の相違、地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000 個問題」）
- ・ 国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度調和を図る必要性があること。

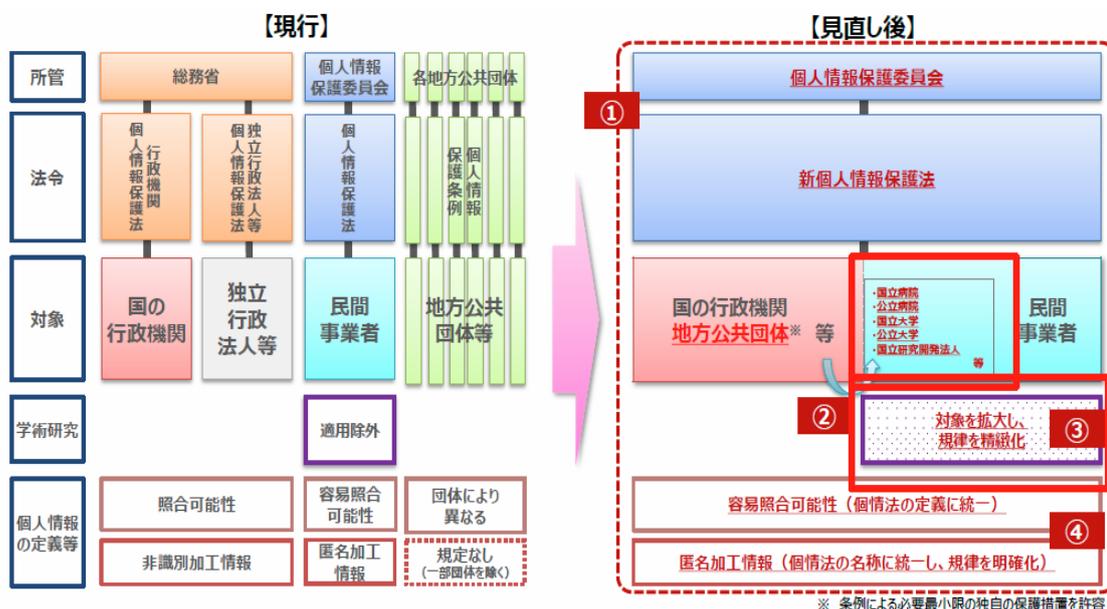
（令和4年1月26日個人情報保護委員会事務局資料「令和3年改正個人情報保護法について」から一部抜粋して加工）

(2) 個人情報保護法の改正のポイント

- ・ 個人情報保護制度に関する3本の法律（個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法・行政機関個人情報保護法）を一本化し、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定する。
- ・ 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定する。
- ・ 法律の趣旨・目的に照らし、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項等について、法律の範囲内で条例を定める。
- ・ 独立した国の機関である個人情報保護委員会が一元的に監督・監視をする体制とする。

【個人情報保護法の改正イメージ】

※個人情報保護委員会HPから引用



(3) 個人情報保護法の改正の概要

改正後の個人情報保護法（以下「改正法」という。）で規定される内容の概要については次のとおりである。

① 法律の適用対象

- ・地方公共団体の機関についても法の対象とし、国と同様の規律を適用

② 定義の一元化（第2条）

- ・「個人情報」等の用語の定義を官民で統一

③ 個人情報の取扱い（第61条～第73条）

- ・個人情報の取扱いについて、地方公共団体にも国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第75条）

- ・個人情報ファイル簿の作成及び公表について地方公共団体にも国と同じ規律を適用

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第76条～第108条）

- ・開示等の請求権、要件及び手続きの主要な箇所について法律で規定し、地方公共団体にも国と同じ規律を適用

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入（第109条～第123条）

- ・地方公共団体が保有する個人情報ファイルについて、個人を識別することができないように加工したうえで、当該情報の利用を希望する民間事業者を募集し、提供する制度の導入

※当分の間、都道府県及び指定都市に適用され、他の地方公共団体の実

施は任意とされている。

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係（第156条～第160条）

- ・国の個人情報保護委員会による、民間事業者、国、地方公共団体における個人情報の取扱い等の一元的な監督・監視

⑧ 施行期日等

- ・地方公共団体関係部分の施行日は、公布の日（令和3年5月19日）から2年以内（令和5年4月1日を想定）

2 市の状況について

(1) 条例の見直しに当たっての前提

個人情報保護法の改正に伴い、地方自治体は直接同法の適用を受けることとなる。同法においては、次に区分されるとおり、条例に定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項等について定められており、本市においても条例の整備に当たり、次の事項について検討する必要がある。

① 条例に定めることが法律上必要な事項

これに該当する事項については、必要に応じ、改正後の条例に規定することとなる。

【条例で定めることが法律上必要な事項】

- ア 本人開示等請求に係る手数料の設定
- イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定

② 条例で定めることが法律上許容されている事項

これに該当する事項については、個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて条例で定めることが法律上許容されており、改正後の条例への規定について検討する。

【条例で定めることが法律上許容されている事項】

- ア 条例要配慮個人情報の内容
- イ 本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）
- ウ 本人開示請求等の手続に関する規定（開示等に係る日数等）
- エ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

③ その他事項

その他事項として、国と同様の規律が適用されることとなる規定、条例で定めることが許容されない事項等について以下のとおり示されている。

【国と同様の規律が適用されることとなる規定】

- ア 法律の適用対象（改正法の適用対象となる市の機関）
- イ 個人情報の定義規定
- ウ 個人情報の取扱いに関する規定
- エ 個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定
- オ 開示、訂正及び利用停止請求に関する規定
- カ 罰則に関する規定

【条例で定めることが許容されない事項】

- キ 個人情報に死者に関する情報を含める規定
- ク 法の規定に加え、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ケ 電子計算機の結合の制限に関する規定
- コ 開示請求等の手続について、法の規定よりも処理期間を延長する規定

【従来の手続から変更となる事項】

- サ オンラインによる開示請求書の提出が可能となること。
- シ 任意代理人による開示請求等が可能となること。

(2) 施行日

整備法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日（令和5年4月1日を想定）

3 現行の八潮市個人情報保護条例と改正法の比較

別紙1参照

4 制度改正スケジュール（※審議会に係るスケジュールは、別紙2参照）

令和3年	5月	整備法の公布
令和4年	4月	政省令公布（地方公共団体関係）、ガイドライン公表
	5月	情報公開・個人情報保護制度運営審議会諮問
	8月	パブリックコメントの実施
	12月	令和4年第4回市議会定例会提案
		議決後、個人情報保護委員会に条例の届出
～令和5年	3月	関係例規の整備、庁内に対して運用の周知
令和5年	4月1日	改正法及び条例施行、新制度の運用開始